

告示第 10 号

町道の占用の制限について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

松野町長 坂 本 浩

記

1 道路の種類、路線名および占用を制限する区域

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
町 道	松丸中央線	北宇和郡松野町大字松丸 478 番 3 から 同町大字松丸 345 番まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 6 年 4 月 1 日

道路の占用を制限する区域

町道松丸中央線（松野町大字松丸478番3から同町大字松丸345番まで）

